

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和4年3月

内閣府政策統括官
(防災担当)

高齢者・障害者等の個別避難計画に関する 防災と福祉の連携について

令和3年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

内閣府政策統括官（防災担当）

1

近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中

○東日本大震災の教訓を踏まえ、
平成25年に災害対策基本法を改正し、
避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務化

※避難行動要支援者：災害が発生した場合に自ら避難することが困難であって、避難に支援が必要な方
※避難行動要支援者名簿：避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿
〔氏名、住所、電話番号等〕

○避難行動要支援者名簿の作成率：99.2%（1,727団体 R2.10.1現在）

○しかし、依然として高齢者等に被害が集中

- ・令和元年台風第19号：65%（55/84人 65歳以上の死者数の割合）
- ・令和2年7月豪雨：79%（63/80人）

2

避難行動要支援者名簿の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
- 平成25年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの

【市町村の作成状況】名簿作成済：1,727団体（99.2%） ※令和2年10月1日現在

対象者 ○要配慮者（高齢者や障害者など）のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成 ○市町村が作成しておかなければならない（義務規定）
※対象者である避難行動要支援者の把握に市町村は努め（努力義務）、避難行動要支援者名簿を作成することとされている

記載内容 ○氏名
○生年月日
○性別
○住所又は居所
○電話番号その他の連絡先
○避難支援等を必要とする事由
○避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は避難行動要支援者本人の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない

近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中

●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合

→約70% (131人/199人)（高齢者の死者数/全体死者数）

（うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合
約80% (45人/51人)）

●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約65% (55人/84人)

●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約79% (63人/80人)

（うち熊本県 約85% (55人/65人)）

注：本資料中に記載している死者数等の数値は、2020年12月24日に公表された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」本文中に記載されているものであり、最新値とは異なる可能性があります。

これまでの個別避難計画

○内閣府の取組指針：個別避難計画の策定を進めることが適切

※内閣府の取組指針：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8 内閣府（防災担当））

○先進的な取組み：大分県別府市、兵庫県

- ・ 平時から避難行動要支援者の心身の状況等を把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して、個別避難計画を作成
- ・ 福祉専門職の計画策定に対して報酬の支払い

○全国的な作成状況（1,727団体 R2.10.1現在）

- ・ 全部作成済み10%、一部作成中57%、未作成33%

【事例】福祉専門職が参画した個別避難計画の作成（大分県別府市・兵庫県）

全国の先進的な取組

○福祉サービスの利用のためのケアプランを作成することを通じ、**平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して、個別避難計画の作成**を行う取組が行われている。

ポイント

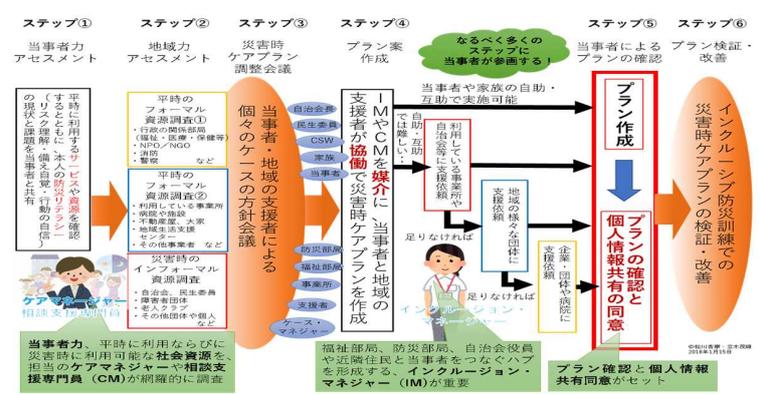
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画を得るための仕組みとして、計画の策定に対して報酬を支払う。
- 福祉専門職が当事者と相談し、避難に際して必要な配慮等について整理した上で、避難行動要支援者と地域住民等の関係者が参加して避難支援の方針について打合せを行い、個別避難計画を作成する。
- 策定した計画をもとに当事者を含めた関係者が参加し、避難訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- 当事者と福祉専門職、地域住民等をつなぐ役割を担うことのできる人材が重要となる。

別府市の事例

別府市におけるインクルーシブ防災「誰ひとり取り残さない防災」



被災地の教訓から**市民活動者と協働で障がい当事者が参加する避難訓練等に取り組んできた別府市**では、平成29年度より**介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉関係者が参加し、当事者や地域、行政等が連携して個別避難計画作成**に取り組んでいる。

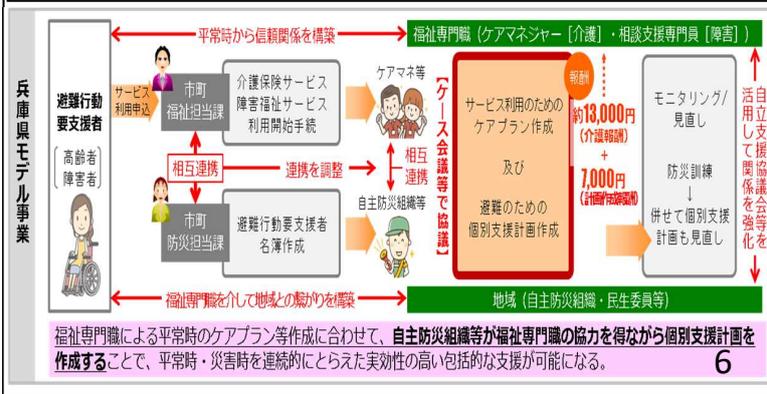


兵庫県の事例

防災と福祉の連携促進モデル事業



平成30（2018）年度より**介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員の協力**を得て、**平時のケアプラン等の作成に合わせ、地域で避難のための個別支援計画**を作る「**防災と福祉の連携モデル事業**」を実施。令和2年度より、県の一般施策として実施。



令和元年台風第19号等を踏まえた有識者会議における検討

○令和元年台風第19号等を踏まえた有識者会議における検討

※有識者会議：令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ

○有識者会議の取りまとめ（令和2年12月）

■ 避難行動要支援者名簿

- ・ 真に避難支援を要する方を把握する

■ 個別避難計画（※避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画）

- ・ 災害時の避難支援等を実効性あるものとするために有効
- ・ 市町村が策定に努めなければならないと位置づけ

■ 福祉避難所

- ・ 平素から利用している施設に直接避難することを促進

7

令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ（概要）

課題と背景

対応の方向性 令和2年12月25日公表

避難行動要支援者名簿関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿は、98.9%の市区町村で作成を完了しているが、真に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携。
個別計画関係 <small>※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の災害で高齢者や障害のある方が被害※を受けていることを踏まえれば、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、何らかの方策が必要である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※過去の災害における高齢者の死者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年7月豪雨 約79% ※65歳以上（うち熊本県 約85%） ・ 令和元年台風第19号 約65% ※65歳以上 ・ 平成30年7月豪雨 約70% ※愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60代以上（うち市町村別死者数最大の倉敷市真備町 約80%） ※70歳以上 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。 ○ 市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定。 ○ 災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。並行して、本人（状況により、家族や地域）が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。 ○ 人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。
福祉避難所関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。 ○ 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。 ○ また、要配慮者の避難先となるべき福祉避難所など福祉的な支援を受けられる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別計画の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。 ○ 福祉避難所ごとに、受入れ対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進。 ○ 小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。
地区防災計画関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災計画は、地域のコミュニティレベルでの避難行動に大きく貢献するとともに、避難行動要支援者の把握や避難の呼びかけなどを通じて、個別計画を実践する上でも大変重要な役割を果たすことが期待される。 ○ 地区防災計画の普及について、地区住民等が計画素案を作成する際に、地区住民等の機運を高め、助言・誘導できるような計画作成支援者（地域での防災関係の有識者、市区町村職員など）が不足していることが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。 ○ 個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療のケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

個別避難計画の取組促進への見直し

○有識者会議の検討等を踏まえ、
令和3年5月に災害対策基本法を改正し、
個別避難計画の作成を市町村に努力義務化

※個別避難計画：（氏名、住所、電話番号等のほか）避難支援者、避難先等を記載

○優先度の高い方について、おおむね5年程度で作成するよう依頼

○個別避難計画の作成に係る財政措置・支援策等

- 財政措置：市町村における計画作成経費について新たに地方交付税措置
- 取組指針の改定：作成手順などを詳しく説明（R3.5）
- 優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施〔34市町村、18都府県〕
- 活用の可能性がある既存の補助制度の紹介・周知

9

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

施行日：令和3年5月20日

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



避難情報の報道イメージ
(内閣府で撮影)

<対応>
避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置 ※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

10

個別避難計画の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成が完了している市町村：約10% 一部の計画の作成が完了している市町村：約57% 未作成：約33%
令和2年10月1日現在

対象者 ○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成 ○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容 (氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者:消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない

個別避難計画作成の段取りに係る考え方(例)

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画を作成

対応の流れ(一例)

【Step1】庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討(共通)

- ・福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい

【Step2】計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定(共通)

【Step3】福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義(目的、制度概要、作成の必要性等)や事例を説明

【Step4】避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

【Step5】市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

【Step6】市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

- ・福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
- ・関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
- ・本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる

【Step7】作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

- ・避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

<作成の優先度の高い対象者>

- ハザードマップ上で危険な地域にお住まいで、かつ
- 介護を要する方

など、まずは現時点で自治体が地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者（※1）について、**おおむね5年程度で作成（※2）**に取り組むよう依頼

※1 優先度の高い避難行動要支援者とは、要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、地方公共団体が優先度が高いと判断する者

※2 作成には福祉専門職の参画も想定している。作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要すると想定

<作成に係る財政措置・支援策>

（財政措置）

- 令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税措置

（支援策）

- **作成手順などを明示した具体的な取組指針の提示**

→「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）

※福祉避難所については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月改定）

- **優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施（令和3年度内閣府予算事業）**

※ 市町村事業 個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（計34団体）注）特別区市町村事業の対象となる
都道府県事業 管内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展開をすることなどに取り組む都道府県の事業（計18団体）

- **活用の可能性がある既存の補助制度（※）の紹介・周知**

※ 防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金は、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある

13

厚労省等との連名通知について

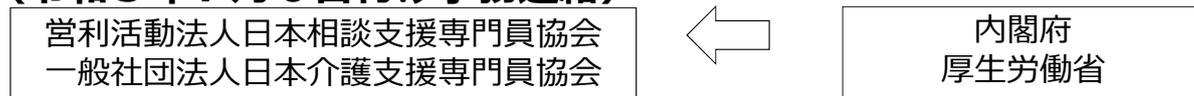
連携が図られるように、内閣府と厚生労働省等の連名で関係部局や団体等に留意点等を周知

- **個別避難計画作成等への支援策等について（周知）**
（令和3年6月22日付け事務連絡）



▶消防防災主管部局と福祉・保健・医療など関係部局の間で綿密な連携を図り、実効性のある個別避難計画作成の取組

- **避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について**
（令和3年7月6日付け事務連絡）



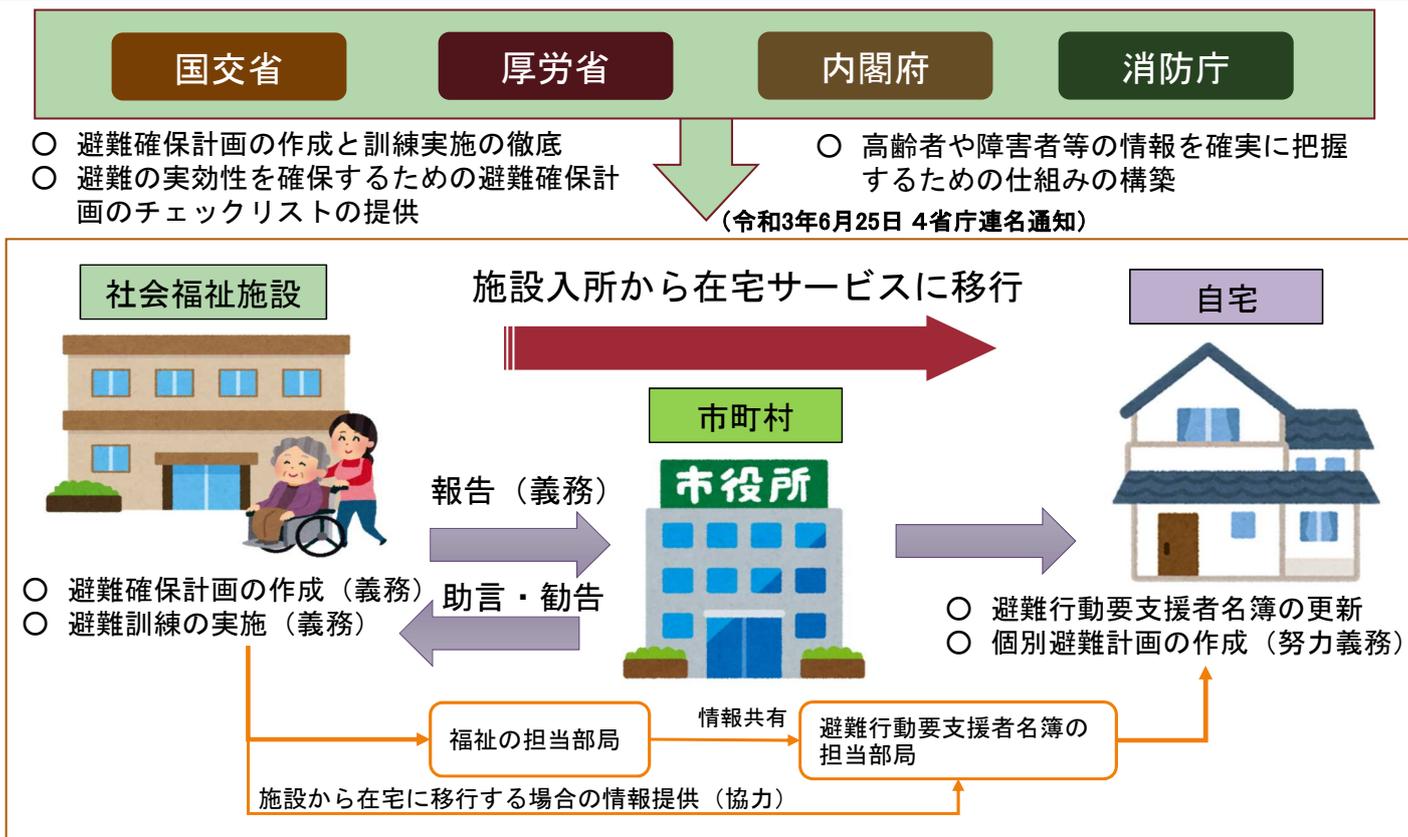
▶協会と市町村が一層の連携が図れるよう、平時及び災害発生時における取組

- **社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について**
（令和3年6月25日付け事務連絡）



▶施設入所から在宅サービスに移行する者等の取扱いについて

- 関係省庁が連携し、高齢者施設や障害者施設の避難の実効性確保に取り組むとともに、避難確保計画と個別避難計画の連携を図り、高齢者や障害者等の切れ目のない避難支援を実施。



避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について [内閣府参事官(避難生活担当)・厚生労働省担当課連名事務連絡]

- 令和3年度介護報酬改定においては、災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスや障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続計画(BCP)の策定等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられました。
- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」も踏まえ、介護サービス事業者や障害福祉サービス等事業者は、平時から市町村の防災部局等関係者とも連携して災害発生時の避難先など利用者情報を予め把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取組を推進していくことが重要です。
- 令和3年7月6日付け標記の事務連絡(介護支援専門員協会及び相談支援専門員協会宛)において、事業者に対して以下取組への協力や参画をお願いしています。

平時における連携

個別避難計画の作成への参画

避難行動要支援者名簿及び
個別避難計画の共有
(→発災時の安否確認方法等の検討)

市町村の防災訓練との連携

発災時、又はおそれ段階における連携

事前に検討した方法に基づき、
利用者の安否確認を実施

避難所等(在宅避難を含む)に
おいても必要な介護サービスや
障害福祉サービスを提供

個別避難計画作成モデル事業（令和3年度）

<目的>

自治体における個別避難計画の効率的・効果的な作成手法を構築

<内容>

- 効果的・効率的なモデル創出、展開
 - ・市町村事業 34団体、都道府県事業 18団体
- 自治体間によるノウハウ共有の場の提供
 - ・ノウハウ共有ミーティング 5回開催
- 成果の普及
 - ・ポータルサイト立ち上げ（行政、関係団体対象）
 - ・成果発表会の開催
 - ・最終報告書

個別避難計画作成モデル事業（概要）

- 令和3年度において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施。（事業を実施するモデル団体は、市町村事業34団体、都道府県事業18団体）

<内容>

1 モデル事業の実施（効果的・効率的なモデルの創出、展開）

モデル事業は、③市町村が実施する「市町村事業」（特別区も市町村事業の対象となる。）、⑥都道府県が③の市町村事業を支援する「都道府県事業」がある。

2 自治体間によるノウハウ共有の場の提供

定期的に③、⑥の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。

3 成果の普及（内閣府ポータルサイト立ち上げ、成果発表会の開催、報告書・事例集の作成など）

本業務で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書・事例集等により、全国の自治体に対する普及・啓発を行う予定。

③市町村事業・・・計34団体
個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業
(注：特別区も市町村事業の対象となる。)
⑥都道府県事業・・・計18団体
域内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展開することなどに取り組む都道府県の事業

<1-①モデル事業応募の必須要件>

- (A) 市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。
※応募の際に都道府県の取組も合わせて提案する場合は、都道府県についても、防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。
- (B) 地域の介護・福祉に関する職種団体等、庁外の関係者と連携した取組であること。
- (C) 個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスを構築する取組であること。
- (D) 個別避難計画を実際に作成すること。

<1-②モデル事業における地域の実情に応じた取組例>

- 応募の必須要件に加え、地域の実情に応じた特色のある取組を行う。（取組例）
- 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）の参画に関するもの
 - 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）以外の関係者の参画に関するもの
 - 優先度の高い方について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
 - 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
 - 個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法等に関するもの
 - 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの
 - 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの
 - 福祉避難所への直接避難に関するもの
 - 特別支援学校に関するもの
 - 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
 - 地区防災計画との連動に関するもの
 - 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの
 - 住民への周知・啓発や避難支援等実施者の確保に関するもの

<スケジュール>

日程	内容
令和3年5月～令和4年3月まで	事業実施期間
6月15日（火）	キックオフミーティング
6月30日（水）	合同研修会
7月以降	ノウハウ共有ミーティング
令和4年3月	成果発表会

モデル自治体の取組例①

- 防災部局と福祉部局の連携体制の構築
- 福祉専門職の参画
(介護支援専門員、相談支援専門員)
- 地域の関係者と連携
(社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員など)
- 優先度の高い方の検討
- 本人・地域記入の個別避難計画

19

モデル自治体の取組例②

- 福祉避難所への直接避難
(受入対象者を特定・公示できる制度の活用)
- 難病患者等の医療的ケアを要する方の避難
- 避難支援等実施者の確保
(組織や団体単位での協力も有効)
- 地区防災計画と個別避難計画の連携
- 避難訓練の実施

20

個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体）一覧

No.	都道府県名	市区町村名	市町村事業名（※1）	取組概要	都道府県事業の有無（※2）
1	宮城県	仙台市	個別避難計画作成に係る事業手法及び課題の検討	現在の本市の災害時要援護者情報登録制度を検証するとともに、真に避難支援を要する者についての個別避難計画を効率的かつ着実に作成できるようにするため、事業手法や課題を検討し、事業計画及びマニュアルの各案を策定する。	○
2	茨城県	古河市	医療的ケア児・者を対象とした個別避難計画作成事業	庁内関係課、保健所、訪問看護ステーション等の協力を得ながら、在宅で人工呼吸器装着等を装着している医療的ケア児・者を対象とした災害時の個別避難計画の作成を試行的に実施し、効果的な作成手法及び今後の実施体制の確立を目指す。	
3	茨城県	常総市	「マイタイムラインを活用した包括連携型地域社会作り」 [OTPI] Our Timeline Planning in Ibaraki South (国、県、大学と連携し地域社会の共助による個別避難計画作成を重視する)	筑波大学と連携して優先度を判定し、近隣市や福祉事業所とも連携し実効性のある個別避難計画の作成を検討する。個別避難計画の作成と併せて、迅速かつ正確な安否確認の方法を検証する。	○
4	茨城県	つくばみらい市	「マイタイムラインを活用した包括連携型地域社会作り」 [OTPI] Our Timeline Planning in Ibaraki South (国、県、大学と連携し地域社会の共助による個別避難計画作成を重視する)	筑波大学と連携して避難行動要支援者の優先度を判定し、個別避難計画の作成支援をする。課題として福祉避難所への移動・移送について、支援者の確保及び移送可能な体制を整備し、常総市からの広域避難者の受け入れ体制を構築する。	
5	群馬県	館林市	避難行動要支援者個別避難計画作成のためのモデル事業	市防災・福祉部門に加え館林市社会福祉協議会も参画した策定体制を構築し、共助と公助の役割分担と連携を念頭に、地域住民や福祉専門職も参画した個別避難計画作成とその運用の仕組みづくり、モデル事業による検証をおこない、実効性を高めていく。	○
6	群馬県	榛東村	住民支え合いマップづくりと連動した個別避難計画作成事業	榛東村社会福祉協議会と連携体制の下、地域住民同士が避難行動要支援者等の状況、地域課題等について地図上で情報を把握、共有して課題解決に向けて話し合う中で、優先度の高い避難行動要支援者等について実効性のある個別避難計画を作成する。	
7	東京都	江戸川区	江戸川区災害時避難行動要支援者対策事業	避難行動要支援者対策として、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）や地域避難支援者と連携をして、より優先度の高い要支援者に対して個別避難計画の作成を推進していくことにより、要支援者と福祉避難所・地域避難支援者との平時からの顔の見える関係性の構築を促進する。	○
8	神奈川県	川崎市	高齢者個別避難計画作成等モデル事業	地域を特定したうえで、避難行動で支援が必要な高齢者を対象に、民間福祉事業者や関係団体と連携し、モデル的に個別避難計画の策定を行う。	
9	神奈川県	茅ヶ崎市	自助・共助・公助の連携による要支援者の避難のための取組	避難行動要支援者支援制度の課題と要支援者の避難に関する現状を踏まえ、①真に避難支援が必要な者の把握、②「避難行動シート（＝個別避難計画）」の作成、③避難支援体制の確保の3つの取り組みを進める。	—
10	新潟県	村上市	地域防災と介護・福祉の連携による個別避難計画作成推進事業	地域防災と介護・福祉等の関係者が参画し、要支援者の災害リスクや心身の状況等の適切な評価、避難支援が必要な者の範囲等を検討し、個別避難計画の作成に繋げるとともに、地域において持続可能な避難支援体制の構築を目指す。	○
11	福井県	永平寺町	令和3年度 永平寺町個別避難計画作成事業	個別避難計画作成モデル事業を活用し個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法を学び、町内の同意増加と個別避難計画の推進を図る。	—

No.	都道府県名	市区町村名	市町村事業名（※1）	取組概要	都道府県事業の有無（※2）
12	長野県	長野市	優先度を踏まえた個別避難計画の作成～災害福祉カンタンマップの実証実験～	市内モデル地区において、福祉・介護事業所、住民の協働による優先度を踏まえた個別避難計画作成の実証実験を実施し、今後、全地区において個別避難計画を作成していく際のモデルを構築する。	—
13	静岡県	富士市	【静岡県モデル事業】個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開促進事業	個別避難計画（災害時ケアプラン）の作成促進に関する講演会等及び個別避難計画を作成する者の優先度等についての検討会議を開催すること等を通じ、個別避難計画の作成を市内全域に展開する。	○
14	愛知県	犬山市	災害時に避難できる犬山へ～実効性のある支援をめざして～	福祉専門職や民生委員児童委員等と連携し、災害時の役割分担や支援のタイミングを明確にした、より実効性のある個別避難計画を作成するプロセスを構築する。	—
15	滋賀県	高島市	「滋賀モデル」との連携による高島市個別避難計画作成事業	滋賀県における避難行動要支援者の個別避難計画推進に係る、防災と保健・福祉の連携促進モデル「滋賀モデル」と連携し、高島市がこれまで推進してきた要配慮者個別支援計画の取り組みを拡充して取り組む。	○
16	京都府	福知山市	福知山市避難のあり方推進事業 災害時ケアプランモデル実施事業	令和元年度から2年度にかけて行った「福知山市避難のあり方検討会」の最終とりまとめの方向性に基づき、市の要配慮者の避難体制構築の推進を図るため、災害時ケアプラン策定のモデル実施に取り組む。	○
17	大阪府	豊中市	豊中市災害時個別避難計画推進事業	介護保険・障害福祉サービス事業者等の福祉専門職や民生委員・児童委員や校区福祉委員会等と検討し、個別避難計画の模式等を作成。モデル地区にて避難訓練を実施し、地域住民等の意見を反映させながら個別避難計画を作成する。	○
18	大阪府	熊取町	個別避難計画策定推進事業	介護支援専門員等の福祉専門職が、個別避難計画の策定のプロセスに参加することにより個別避難計画の策定率向上を目指す。地域住民と介護支援専門員等をつなぐ橋渡しの役割をコミュニティソーシャルワーカーが担う。	
19	兵庫県	明石市	災害時要配慮者に対する個別支援計画の作成	近い将来発生が予想される南海トラフ地震などの災害時においても迅速かつ確実に安全が確保できるよう、地域等への避難行動要支援者名簿の提供拡大及び活用の促進を図るとともに、避難支援が必要な要配慮者ひとり一人に応じた個別支援計画の作成を促進する。	
20	兵庫県	宝塚市	連携と協働による災害時要援護者支援制度促進事業	民生児童委員連合会の避難支援組織への手上げで制度が全体的な取組となっているが、認知度が低いことや支援者不足など課題も多い。庁内外を問わず連携・協働して個別避難計画を作成し周知することで、課題の解決や、みんなで助かる・助け合う地域づくりを進める。	○
21	兵庫県	丹波市	災害種別に対応した実効性の高い個別避難計画の基準、事務フローの作成事業	個別避難計画作成上の最も困難な避難所までの移動方法について、「公」がどこまで関わるか、またどのような対象者ならば「公」の関りが適切と認められるのかの基準を作成する。	
22	岡山県	岡山市	岡山市逃げ遅れゼロを目指す防災戦略 ～みんなの命をつなぐプロジェクト～	災害種別や計画作成の取組の進捗度合い等の異なる市内3地区をモデル地区に選定し、自主防災組織を中心とした地域住民、庁内外の防災と福祉の関係者等と連携し、要支援者の心身の状況に応じた計画作成プロセスモデルの構築を目指す。	○
23	広島県	広島市	自助、共助、公助を組み合わせた個別避難計画の作成促進事業	自助（本人記入の個別避難計画の模式の設定）、共助（モデル学区における地域による個別避難計画の作成）、公助（介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成）の取組を組み合わせて、個別避難計画の作成促進を行う。	
24	広島県	三原市	防災と福祉との連携による避難行動要支援者の避難支援体制づくり事業	地域・福祉専門職・防災の活動者が参画して、防災と福祉との連携による避難行動要支援者の避難支援体制づくりを行う。また、市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会の部会で、検証・助言を行う。	○

No.	都道府県名	市区町村名	市町村事業名（※1）	取組概要	都道府県事業の有無（※2）
25	徳島県	小松島市	避難行動要支援者の避難行動支援事業	要配慮者が自助・互助について自分事として捉え、共に考えられるような実効性のある個別避難計画の作成を進め、みなと高等学園等がある発達障がい者総合支援ゾーンを活用した避難先の確保について関係機関と検討する。	○
26	愛媛県	四国中央市	四国中央市防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業	これまで未着手であった高齢者の個別避難計画作成を促進するため、介護支援専門員の情報提供を受けながら、自主防災組織等地域の関係者が避難行動要支援者の個別避難計画の検証を行う一連の流れをモデルとして構築する。	○
27	愛媛県	東温市	東温市防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業	社会福祉協議会が個別避難計画作成のコーディネーターとなって、福祉専門職に情報提供という形で関わってもらい、それらの情報を基に地域住民主体で計画を作成し実行性を検証する一連の取組のモデルを構築する。	○
28	高知県	黒潮町	黒潮町要配慮者避難支援対策推進事業	「防災」をテーマに関係機関と地域資源をつなぎながら、自助・共助互助・公助の役割分担を認識し、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるまちを目標に、要配慮者の避難支援について実効性のある取組みを目指す。	○
29	佐賀県	鳥栖市	避難行動要支援者個別避難計画作成支援のためのモデル事業	日頃から要支援者を把握している専門職や関係機関と連携し、効果的・効率的な個別避難計画作成プロセス構築を目指すとともに、要支援者本人や家族に平時の備えを促し、防災意識の向上を図る。	—
30	長崎県	長崎市	避難行動要支援者支援事業	災害発生時のより具体的な備えとなるよう個別避難計画の内容の見直しや、優先順位を設けたうえで介護支援専門員の参画による個別避難計画策定に重点を置いて推進する。	○
31	熊本県	益城町	災害に負けない地域のつながりづくり事業 ～個別避難計画を活用した地域のつながりづくり～	避難支援計画作成や避難支援に係る地域の負担を分散するために、地域の支援者（民生委員等）と避難支援者（自主防災組織等）の役割を明確化し、平時・災害時共に各支援者が協力できる体制構築のための検証を行う。	—
32	大分県	別府市	別府市インクルーシブ防災事業	インクルーシブ防災の取組として、難病患者等の医療的ケアを要する方の個別支援計画を作成する。	—
33	宮崎県	延岡市	延岡市避難行動要支援者支援検討事業	地域・福祉専門職・行政に加え、個別避難計画策定に精通した専門家にも参画いただき、検討会を開催するとともに、個別避難計画作成に携わる「個人」「地域」「福祉専門職」の方々が簡易にかつ一定の精度をもって計画づくりができるよう支援ツールを作成する。	○
34	沖縄県	那覇市	地域における個別避難計画作成事業	個別避難計画の作成を促進するには地域住民の協力が必要であることから、那覇市社会福祉協議会がコーディネートを行い、要支援者本人やその家族、校区まちづくり協議会などの地域団体と連携し個別避難計画を作成する。	○

※1 市町村事業・・・個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（計34団体）
（注：特別区も市町村事業の対象となる。）

※2 都道府県事業・・・域内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展開することなどに取り組む都道府県の事業（計18団体）

避難行動要支援者に関するシステム整備の状況

- 各種の被災者支援の情報連携の中核となる被災者台帳の作成等を支援するシステム導入を推進するため、令和2年度第3次補正予算・令和3年度当初予算において、各自治体が共同利用できるクラウド上で、住民情報と被災情報を連携して被災者支援に活用することを可能とする被災者支援のための基盤的なシステムについて、内閣府において、市町村とも連携し、検証実験を行いつつ開発しているところです。
- 本システムは、自治体の被災者支援に関するシステム整備促進を目的に「クラウド型被災者支援システム」として構築し、令和4年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用する予定です。（一部機能については令和4年度以降に開発）
- 本システムの導入により、住民基本台帳情報をベースとして容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して罹災証明書や被災者生活再建支援金、災害弔慰金等罹災証明書等のオンライン申請、罹災証明書のコンビニ交付、避難所の入退所管理等が可能となります。
また、本システムには、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新事務を効率的に行える機能が備わります。
市町村の業務の円滑化・効率化、被災者支援手続きの迅速化や被災者の負担軽減が期待されることから、各市町村においては、本システムの導入について検討をお願いします。

「基盤的クラウドシステム」について ～全体イメージ～ (案)

